



袋 監 第 3 5 号

平成26年 8 月19日

袋井市長 原 田 英 之 様

袋井市監査委員 原 田 達 功

同 寺 井 紗 知 子

平成25年度袋井市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成25年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

平成25年度 袋井市財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条第1項の規定により、審査に付された平成25年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査日

平成26年7月31日

第3 審査の方法

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が健全化法の規定に基づき適正に作成されているかを着眼点として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていた。

(1) 実質赤字比率について

平成25年度の実質赤字比率は、実質赤字額がなく、「－」となっており、早期健全化基準の12.52%と比較すると、これを下回っており良好である。

(2) 連結実質赤字比率について

平成25年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がなく、「－」となっており、早期健全化基準の17.52%と比較すると、これを下回っており良好である。

(3) 実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は10.9%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っており良好である。

(4) 将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は57.1%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っており良好である。

いずれの比率も早期健全化基準を大きく下回っており、健全な財政状態であると認めた。

記

(単位 %))

健全化判断比率	平成25年度	早期健全化基準
1 実質赤字比率	—	12.52
2 連結実質赤字比率	—	17.52
3 実質公債費比率	10.9	25.00
4 将来負担比率	57.1	350.00

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。黒字である場合は「—」と記載した。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。黒字である場合は「—」と記載した。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3ヶ年平均

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(元利償還金 + 準元利償還金)} - \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \begin{array}{l} \text{(充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

平成25年度 袋井市公営企業の財政健全化に係る審査意見書

第1 審査の対象

袋井市水道事業会計

袋井市病院事業会計(袋井市立聖隷袋井市民病院)

袋井市公共下水道事業特別会計

袋井市農業集落排水事業特別会計

上記各会計決算について、健全化法第22条第1項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の日

平成26年7月31日

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、健全化法の規定に基づき適正に作成されているかを着眼点として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていた。

(1) 水道事業会計

平成25年度の水道事業会計における資金不足は発生していない。

(2) 病院事業会計(袋井市立聖隷袋井市民病院)

平成25年度の病院事業会計における資金不足は発生していない。

(3) 公共下水道事業特別会計

平成25年度の公共下水道事業特別会計における資金不足は発生していない。

(4) 農業集落排水事業特別会計

平成25年度の農業集落排水事業特別会計における資金不足は発生していない。

いずれの会計も資金に不足を生じていないことから、健全な経営がなされていることを認めた。

記

1 公営企業に係る会計（法適用企業）（単位 %）

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
病 院 事 業 会 計	—	

2 公営企業に係る会計（法非適用企業）（単位 %）

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	

3 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。資金不足額が生じない場合は、「—」で記入した。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 資金の不足額

・ 法適用企業の場合

資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

・ 法非適用企業の場合

資金の不足額＝（繰上充用額＋事業繰越額等＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※ 事業の規模

・ 法適用企業の場合

事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

・ 法非適用企業の場合

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額